

ビジネスと人権における ジェトロの取り組み

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 古木 勇生

2025年12月11日



ジェトロ 調査部 米州課 中南米班

古木 勇生

ふるき ゆうき

- 2012年 ジェトロ入構
- お客様サポート部 オンライン情報課、企画部 企画課（海外地域戦略班・中南米）、海外調査部 米州課（中南米班）、ジェトロ・サンパウロ事務所、内閣府 規制改革推進室 出向を経て現職。

本日の講演内容

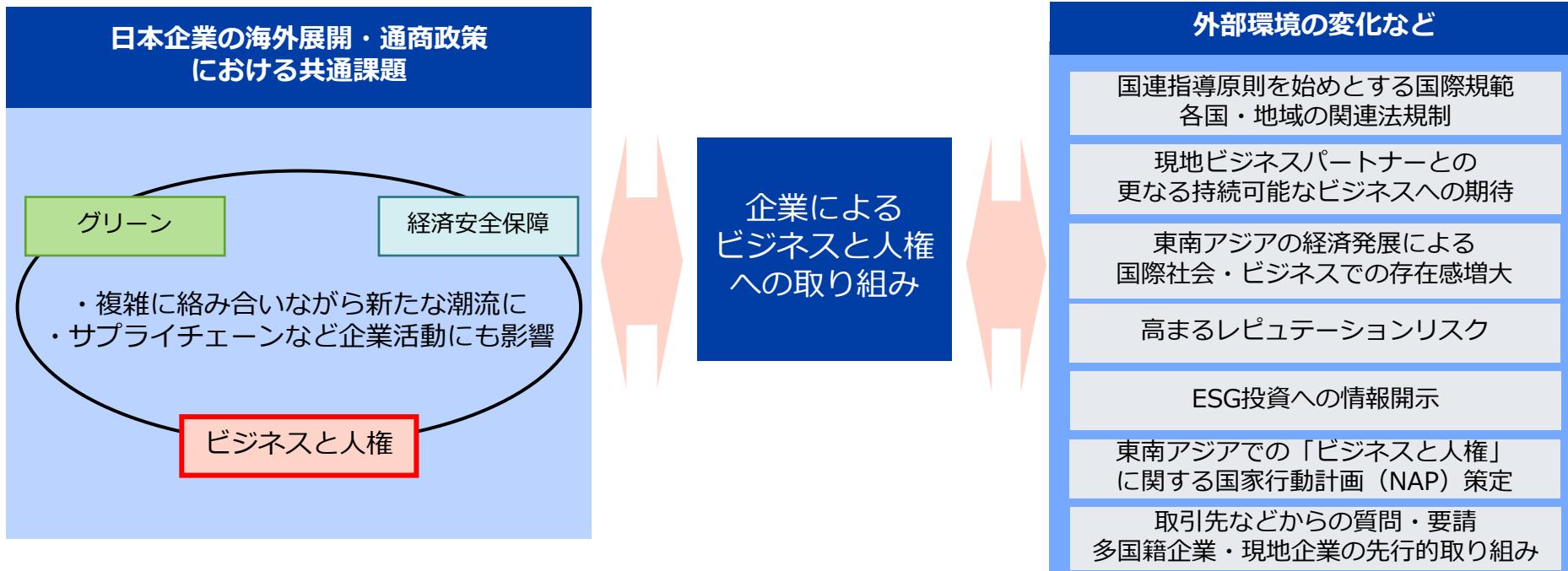
- I. 本ウェビナーの開催背景と目的
- II. ジェトロの調査・情報発信
- III. 2025年度 海外進出日系企業実態調査（全世界・アジア
オセアニア編）「人権尊重の取り組み」章 結果概要

本日の講演内容

- I. 本ウェビナーの開催背景と目的
- II. ジェトロの調査・情報発信
- III. 2025年度 海外進出日系企業実態調査（全世界・アジア
オセアニア編）「人権尊重の取り組み」章 結果概要

1 | 本ウェビナーの開催背景と目的

- ビジネスと人権に関する国連指導原則の正確な理解促進と共に、企業様が取引先などから「ビジネスと人権」に関わる質問・要請を受ける事例や多国籍企業・現地大手企業で先行的な取組事例も見られることも踏まえ、日系企業が集積する東南アジアでのビジネスと人権に関する具体的な情報へのニーズの高まりを確認。
- 国際機関や市民社会団体などの情報を踏まえた東南アジアの人権課題を整理すると共に、人権方針策定や人権デューディリジェンス（DD）で見落としがちなポイントを整理し、東南アジアビジネスに関わる取組事例ご紹介。
- 経営課題として人権尊重に取り組むことの理解促進、日本側と現地側の認識共有、人権方針の策定・更新、人権デューディリジェンス実施を考えるうえでの一助としていただくための情報発信。



本日の講演内容

- I. 本ウェビナーの開催背景と目的
- II. ジェトロの調査・情報発信
- III. 2025年度 海外進出日系企業実態調査（全世界・アジア
オセアニア編）「人権尊重の取り組み」章 結果概要

1 | ジェトロの調査・情報発信（サプライチェーンと人権）

- ジェトロ国内外のネットワークなどで調査した人権関連政策・制度などの情報発信を特集サイトで随時更新。
- 2025年度は重点的に東南アジアでの調査、大阪・関西万博をテーマとした情報発信などを実施。
- 日本企業（本社・現地法人）の取り組み状況についてのアンケート調査（定点調査）を実施。

全情報を特集サイト「サプライチェーンと人権」に集約

東南アジア
の
情報発信国・地域別
の情報発信
など欧州の
情報発信取り組みの
実例紹介日本各地で
の情報発信

調査レポート

共同調査

ウェビナー・セミナーなど

2025年度

- 「東南アジアにおける責任ある企業行動と人権尊重のための調査」（仮）（12月予定）
- 「東南アジアにおける人権デューディリジェンス・見落としがちなポイント」（仮）（12月予定）
- 「2025年度 進出日系企業実態調査（全世界編）」（11月） ※随時、地域編結果をリリース
- 「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向（米国編 第2版）（9月）
- 「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向（全世界編 第2版）（7月）
- 「大阪・関西万博から世界へ、サステナビリティの社会実装」（9月～）
- 「EU 人権・環境デューディリジェンス法制化の最新概要」（5月）

2024年度

- ジェトロ・ILO共同調査の調査報告書
「責任ある企業行動と人権デューディリジェンス：バングラデシュ、カンボジア、ベトナムで活動する日本企業のグッドプラクティス、貿易、投資と労働、今後に向けて」（7月）
- 東京（2025年1月）でウェビナー（サプライチェーンへ影響広まる、欧米の人権関連法制と企業に求められる対応） 、広島、福岡、名古屋でもビジネスと人権に関するセミナー開催（12月）など。

参加者様のコメント：「提携工場に対し、問題行動がないかなど確認したい」、「サプライチェーンへの展開に向けて活用したい」、「社内浸透の重要性を再認識した。研修企画をしたい」、「中期計画の策定に活かしていく」など

本日の講演内容

- I. 本ウェビナーの開催背景と目的
- II. ジェトロの調査・情報発信
- III. 2025年度 海外進出日系企業実態調査（全世界・アジア
オセアニア編）「人権尊重の取り組み」章 結果概要

1

【全世界編】2025年度海外進出日系企業実態調査 「人権尊重の取り組み」章の結果概要

JETRO

2025年度

海外進出日系企業実態調査|全世界編

-大きく変化する経営環境下でも、海外で稼ぐ日系企業-

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2025年11月



調査目的：海外に進出する日系企業活動の実態を把握し、その結果を、我が国企業および政策担当者向けに幅広く提供することを目的とする。

調査方法：ジェトロの海外事務所ネットワークを活用して抽出した海外82カ国・地域の日系企業（日本側出資比率10%以上の現地法人、日本企業の支店・駐在員事務所）17,708社対象にオンライン配布・回収によるアンケートを実施。7,485社から有効回答を得た。有効回答率42.3%。

本年度の特徴：米国追加関税措置に端を発する貿易の混乱の中でも、海外進出日系企業の業績は堅調に推移している。各国・地域の日系企業の業績見通しや人材確保など課題への対応状況をまとめた。

本報告の内容：主要地域別の結果に先行し、I. 営業利益見通し、II. 今後の事業展開の方向性、III. 米国の追加関税措置の影響、IV. 人手不足・賃金、**V. 人権尊重の取り組み**について結果を報告する。

各地域の調査の概要

地域区分	対象企業数	有効回答数	回答率	実施期間	対象国・地域
北米	2,056社	735社	35.7%	9月2日～25日	2カ国
中南米	745社	420社	56.4%	8月20日～9月26日	7カ国
欧州	1,449社	778社	53.7%	8月20日～9月19日	25カ国
ロシア	78社	50社	64.1%	9月4日～24日	1カ国
アジア大洋州（注）	12,900社	5,109社	39.6%	8月19日～9月17日	20カ国・地域
中東	206社	177社	85.9%	9月1日～22日	8カ国
アフリカ	274社	216社	78.8%	9月1日～22日	19カ国
全地域計	17,708社	7,485社	42.3%		82カ国・地域

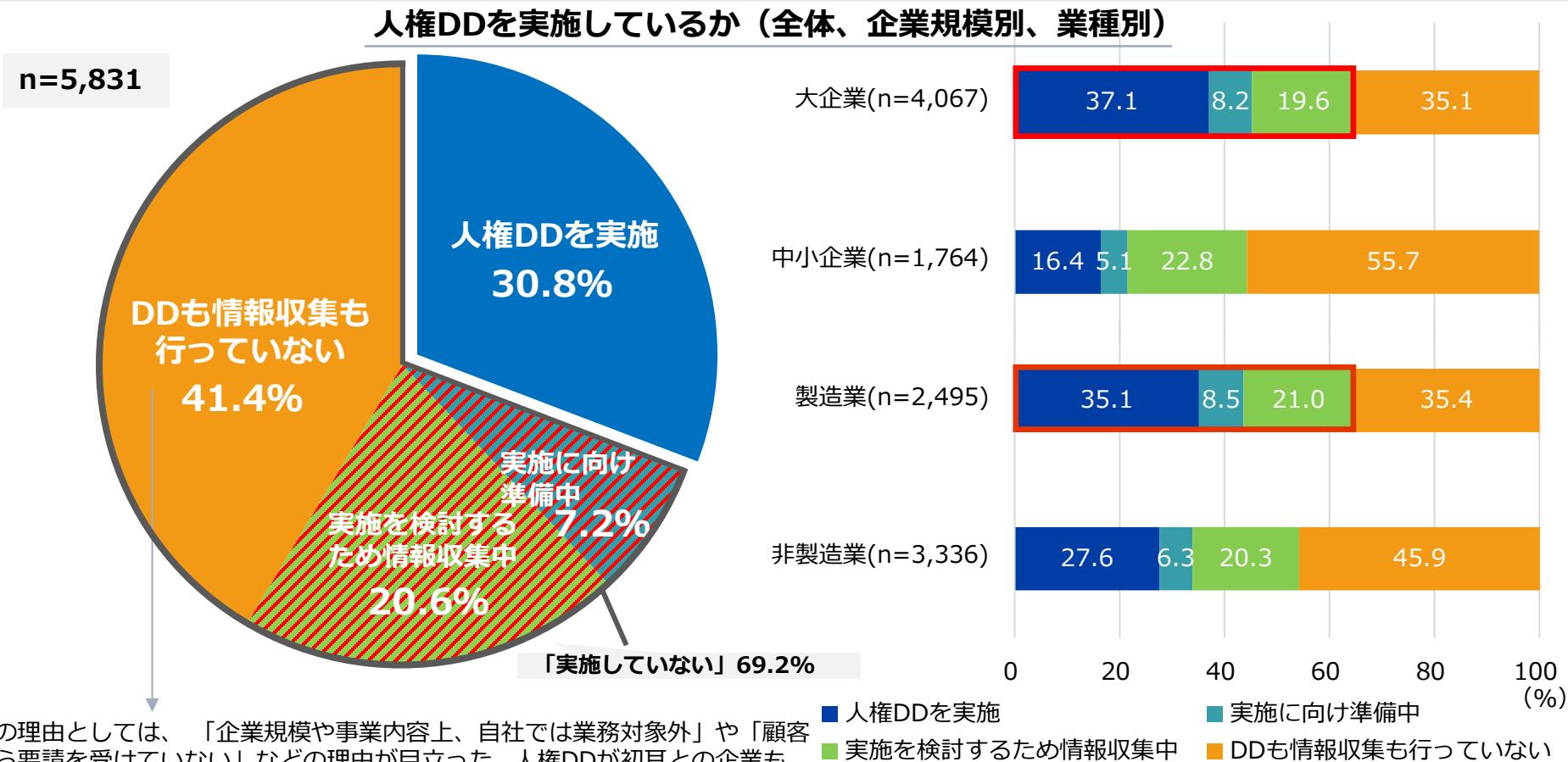
（注）①北東アジア（中国、香港、マカオ、台湾、韓国）、ASEAN（ブルネイ、東ティモール除く）、南西アジア（インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ）およびオセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）を含む。②自由記述回答は、回答意図を明確にするため、原文の趣旨を損なわない範囲で追加・編集などを加えている。

- 人権尊重の取り組みは進展がみられる。人権デューディリジェンスを実施する企業は3割を超えた。輸送用機器（自動車等）では実施が6割を超え、2023年度調査から大幅に上昇。
- 「社内の人権リスクの低減」が約8割、「従業員の働きやすさの改善」が4割超と、自社の労働環境改善・従業員のエンゲージメント向上に繋がる効果を多くの企業が挙げた。

（注）日本本社の分類については、「中小企業基本法」および「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の定義に基づき、大企業、中堅企業、中小企業の区分で調査を実施。ただし、本調査結果における「大企業」には「中堅企業」を含めて集計した。

2 | 【全世界編】 全体の人権デューディリジェンス（DD）実施割合は約3割に

- 回答企業全体に占める人権DD実施割合は**2023年 (28.5%)**から**2.3ポイント増加 (30.8%)**。
「実施していない」企業でも、3割弱は準備や情報収集に着手。
- 大企業や製造業では、人権DDを実施中、実施準備中および実施検討中を合わせた割合は約65%に。中小企業の人権DD実施割合は大企業との隔たりが見られる。



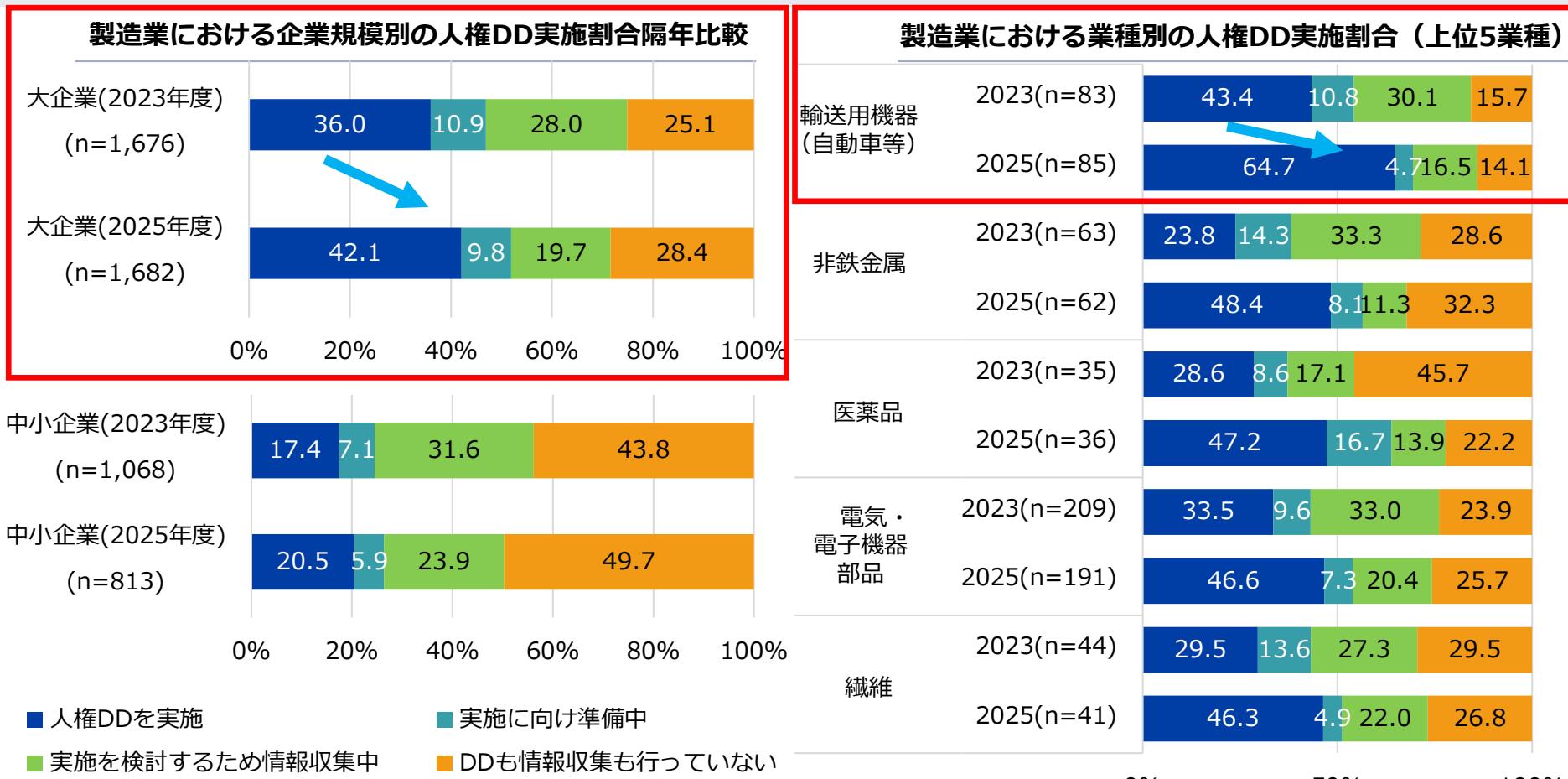
その理由としては、「企業規模や事業内容上、自社では業務対象外」や「顧客から要請を受けていない」などの理由が目立った。人権DDが初耳との企業も。

(注) 2023年度同様に、調査対象は、中国、香港、マカオ、ロシア、ベネズエラを除く全地域。2024年度は一部地域（欧州・中東・アフリカ）向けに同じ設問を設けている。

3

【全世界編】 製造業の人権DD実施割合、2023年度から増加

- 製造業の人権DD実施割合は大企業では42.1%（2023年比6.1ポイント増）、中小企業では20.5%（同3.1ポイント増）。
- 製造業の業種別では、輸送用機器（自動車等）が64.7%（21.3ポイント増）となり、非鉄金属や医薬品、電気・電子機器部品、繊維でも顕著な増加がみられた。



(注) 2023年度同様に、調査対象は、中国、香港、マカオ、ロシア、ベネズエラを除く全地域。2024年度は一部地域（欧州・中東・アフリカ）向けに同じ設問を設けている。

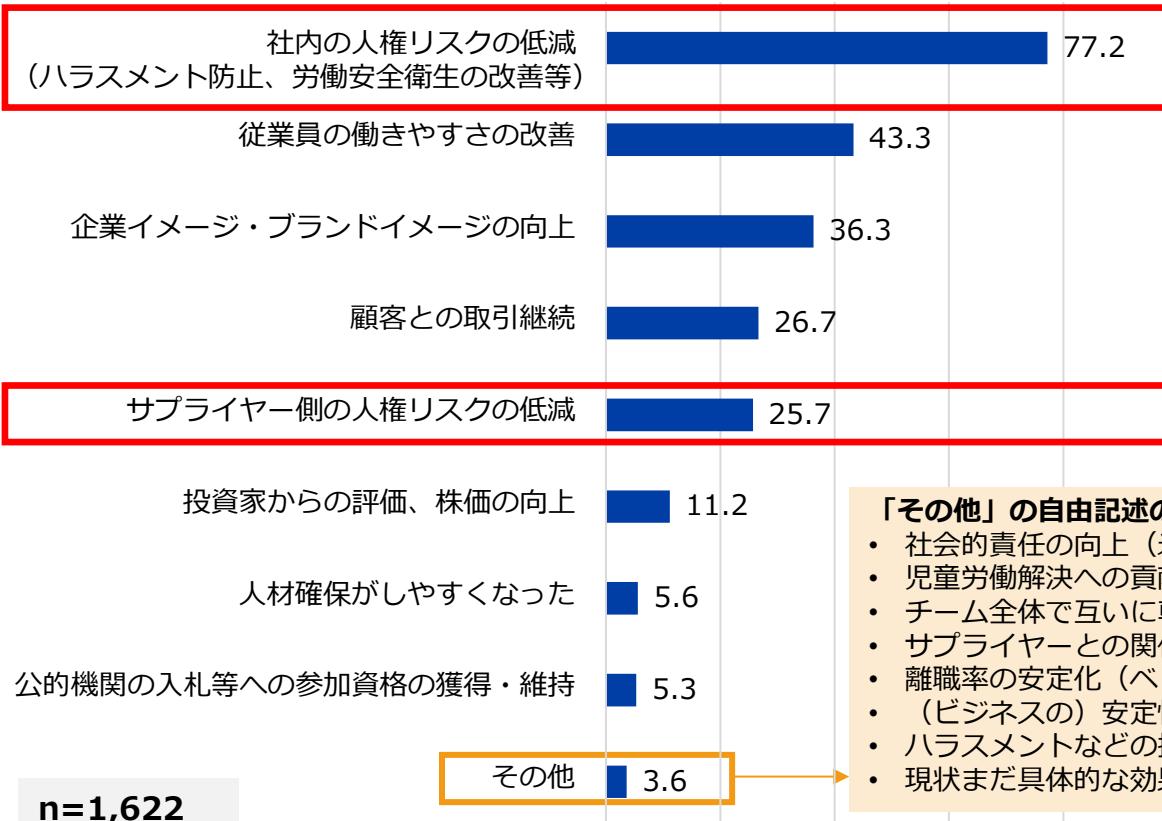
(注) n=30以上の業種のみ掲載。

4

【全世界編】 人権DD実施の効果、企業の社内外に波及

- 「社内の人権リスクの低減」が約8割、「従業員の働きやすさの改善」が4割超となり、人権DD実施の効果として、自社の労働環境改善・従業員のエンゲージメント向上に繋がる効果を多くの企業が挙げたと言える。
- 無形資産としての企業イメージ・ブランドイメージ向上のほか、顧客との取引継続やサプライヤー側の人権リスクの低減など社外の関係者とのビジネス遂行上のリスク回避に繋がったとの回答も一定数みられた。

人権DDに取り組んだことによる具体的な効果



(参考) 「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」

(序文から一部抜粋) それぞれの企業がリスクベースのデューディリジェンスを実施し、行動指針が対象とする事項への実際の及び潜在的な負の影響を特定・防止・軽減すると共に、如何に対応するかについての説明責任を果たすよう勧告している。

→自社にとっての効果に加えて、サプライヤーなども含めたバリューチェーン全体の人権DDをリスクベースで実施していくことは重要。

「その他」の自由記述の例

- 社会的責任の向上（米国/運輸・倉庫）
- 児童労働解決への貢献（アフリカなど / 食品・農水産加工品）
- チーム全体で互いに尊重する姿勢の醸成（メキシコ/ホテル・旅行）
- サプライヤーとの関係構築（ブラジル/輸送用機器部品（自動車等））
- 離職率の安定化（ベトナム/不動産）
- （ビジネスの）安定性確保（タイ/コンサルティング）
- ハラスメントなどの抑止に間接的な効果（ベトナム/ノンバンク）
- 現状まだ具体的な効果は見えていない（英国/販売会社）

(注) ①「人権DDを実施」と回答した企業が対象。②理由の選択は複数回答。

③自由記述回答は、回答意図を明確にするため、原文の趣旨を損なわない範囲で追加・編集などを加えている。

【アジア・オセアニア編】2025年度海外進出日系企業実態調査「人権尊重の取り組み」章の結果概要

JETRO

2025年度 海外進出日系企業実態調査|アジア・オセアニア編

-中国は業績改善、インドは好調継続、域内への米国関税の影響は限定的-

日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
2025年11月26日



調査目的	調査対象企業数	調査企業数	内訳		有効回答率
			製造業	非製造業	
■ アジア・オセアニアにおける日系企業活動の実態を把握し、その結果を広く提供することを目的とする。	12,900	5,109	100	2,196	2,913 39.6
■ 調査対象	2,543	1,252	24.5	535	717 49.2
■ 北東アジア5カ国・地域、ASEAN9カ国、南西アジア4カ国、オセアニア2カ国との計20カ国・地域に進出する日系企業（日本側による直接、間接の出資比率が10%以上の企業および日本企業の支店・駐在員事務所）。	中国	1,479	791	15.5	406 53.5
■ 調査時期	台湾	496	196	3.8	60 39.5
■ 2025年（令和7年）8月19日～9月17日	香港・マカオ	417	171	3.3	27 41.0
■ 回収状況	韓国	151	94	1.8	42 62.3
■ 1万2,900社に回答を依頼し、5,109社から有効回答を得た。国・地域別の内訳は右表のとおり（有効回答率39.6%）。	ASEAN	8,656	3,172	62.1	1,374 1,798 36.6
■ 備考	ベトナム	2,008	906	17.7	409 497 45.1
■ 調査は1987年から実施し、本年度は第39回目。 ■ 2007年度調査から非製造業も調査対象に追加。 ■ 1問以上回答があった企業を有効回答とする。 ■ 各スライドのカッコ内の数値は有効回答企業数を示す。 ■ 図表の数値は四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とはならない。 ■ 台湾での調査については、公益財団法人日本台湾交流協会の協力を得て実施した。	タイ	1,812	646	12.6	333 313 35.7
	インドネシア	1,642	379	7.4	215 164 23.1
	シンガポール	1,184	477	9.3	93 384 40.3
	マレーシア	776	367	7.2	173 194 47.3
	フィリピン	516	170	3.3	84 86 32.9
	カンボジア	275	123	2.4	35 88 44.7
	ミャンマー	348	67	1.3	14 53 19.3
	ラオス	95	37	0.7	18 19 38.9
	南西アジア	1,226	516	10.1	250 266 42.1
	インド	930	385	7.5	198 187 41.4
	バングラデシュ	172	59	1.2	21 38 34.3
	パキスタン	58	41	0.8	20 21 70.7
	スリランカ	66	31	0.6	11 20 47.0
	オセアニア	475	169	3.3	37 132 35.6
	オーストラリア	317	130	2.5	24 106 41.0
	ニュージーランド	158	39	0.8	13 26 24.7

人権DD実施は27.1%、取引先の実態把握などが課題

実施割合は上昇
企業規模別・業種別
ともに格差あり

本社方針やサステナビリティ戦略が実施の動機

取引先の実態把握
などが共通課題

人権デューディリジェンス（DD）の実施割合は全体の27.1%で前回調査から上昇。企業規模・業種とともに差がみられ、大企業36.6%、中堅企業26.9%、中小企業15.1%。業種別は、製造業31.3%、非製造業24.0%だった。製造業では、輸送機器、繊維・衣服、電気・電子機器部品などで4割超え。

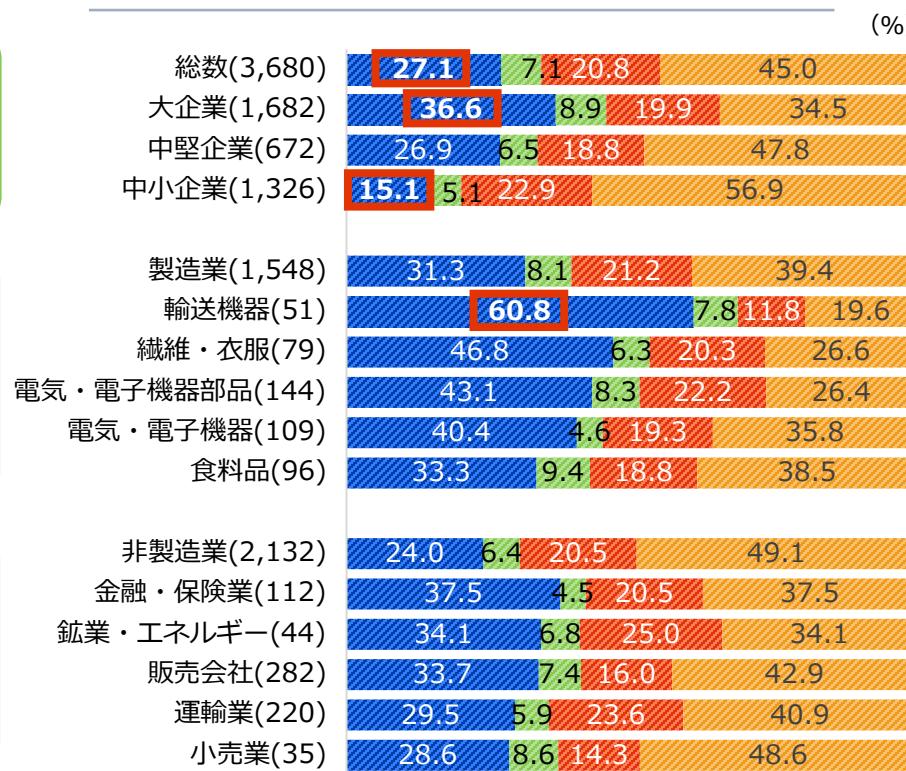
人権DD実施・検討・情報収集の理由は、**本社の方針**（71.2%）が最も多く、次いで**サステナビリティ戦略**（40.4%）、**顧客からの要請・監査**（24.7%）だった。顧客からの要請・監査は、中小企業や製造業で全体の平均よりも10ポイント以上高かった。

人権DD実施における課題としては、**取引先の実態把握や人権DDへの理解・浸透の難しさ**などが共通して挙がった。人権DDの実施範囲は企業規模・業種問わず、自社・グループ会社従業員と約9割が回答した。一方、間接的な取引先（Tier2以降）は低水準。

6 | 【アジア・オセアニア編】人権デューディリジェンス（DD）実施状況： 全体の27.1%が実施、実施理由は「本社の方針」が大半

- 人権DDを実施と回答した割合は全体で27.1%で前回調査（2023年度）から2.4ポイント上昇した。企業規模別では、大企業が36.6%（5.2ポイント上昇）、中小企業が15.1%（前年同水準）だった（中堅企業の区分は前回調査ではない）。業種別では、輸送機器が60.8%と最も多く、前回から27.5ポイントと大幅に上昇した。
- 人権DDを実施・検討・情報収集する理由は「本社の方針」と回答した割合が71.2%と最も多かった。

人権DDの実施状況（企業規模別・業種別）



■ 実施している

■ 実施に向けて準備中

■ 実施を検討するため情報収集を行っている

■ 実施しておらず、情報収集も行っていない

(注1) 中国および香港・マカオは調査対象外。人権DDをすでに実施していると回答した割合の上位5業種を抜粋。

(注2) 右表は、総数より5ポイント以上高い数値は薄オレンジ、10ポイント以上高い数値はオレンジで表示。

人権DDの実施・検討・情報収集の理由（複数回答）

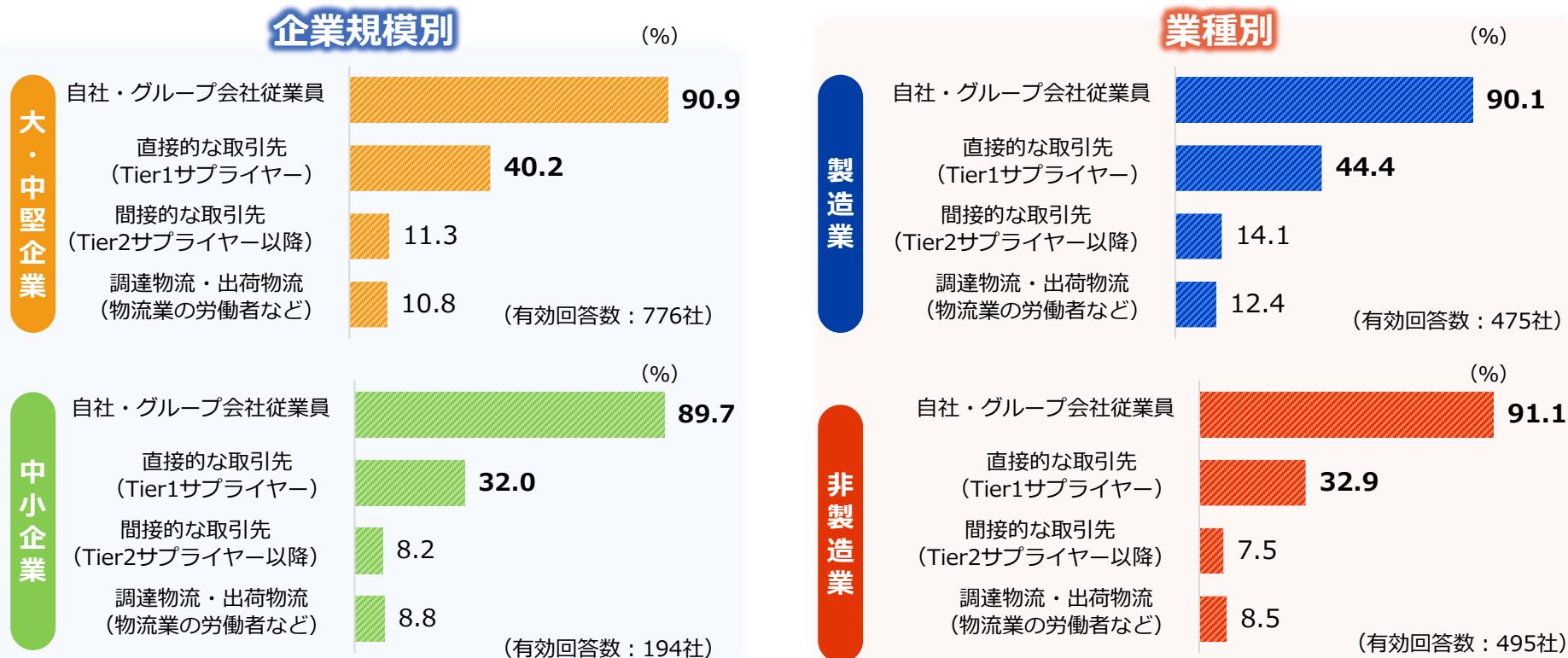
	本社の方針	サステナビリティ戦略・企業の社会的責任	顧客からの要請	法令遵守
総数(2,003)	71.2	40.4	24.7	10.2
大企業(1,092)	83.9	41.3	18.8	10.0
中堅企業(349)	71.3	40.7	24.6	9.7
中小企業(562)	46.4	38.6	36.3	10.9
製造業(929)	67.0	38.6	35.4	10.1
輸送機器(41)	85.4	41.5	14.6	19.5
繊維・衣服(56)	60.7	39.3	55.4	14.3
電気・電子機器部品(106)	67.0	33.0	48.1	10.4
電気・電子機器(70)	74.3	47.1	27.1	4.3
食料品(58)	75.9	36.2	29.3	5.2
非製造業(1,074)	74.9	42.0	15.5	10.2
金融・保険業(69)	81.2	44.9	4.3	2.9
鉱業・エネルギー(29)	58.6	44.8	20.7	31.0
販売会社(160)	83.8	39.4	19.4	11.3
運輸業(130)	75.4	41.5	13.1	5.4
小売業(17)	82.4	47.1	17.6	5.9

(注3) 表は人権DDを実施・検討・情報収集中の企業による回答。

7 | 【アジア・オセアニア編】人権DDのサプライチェーンなどにおける実施範囲：自社・グループ会社従業員が約9割、Tier2以降は低水準

- 人権DDの実施範囲は、企業規模・業種問わず大半が「自社・グループ会社従業員」と回答した。「直接的な取引先（Tier1サプライヤー）」まで実施が及んでいる企業は、大・中堅企業で40.2%、中小企業で32.0%という回答結果であり、業種別では製造業が44.4%と非製造業に比べて高かった。
- 回答企業からは「Tier1およびTier2サプライヤー以降は、実施状況を管理しにくい」といった声が挙がった。

人権DDの実施範囲（企業規模別、業種別）<複数回答>



(注1) 中国および香港・マカオは調査対象外。

(注2) 人権DDをすでに実施している企業による回答。Tier1サプライヤーは工場従業員など、Tier2サプライヤーは原材料・部品生産従事者、その他の生産者などを指す。

【アジア・オセアニア編】人権DD実施における課題： 共通課題は取引先の実態把握や理解・浸透の難しさなど

人権DD実施における課題（自由記述）

全体共通

取引先の実態把握が困難

- サプライヤーからの情報開示が不十分
(電気・電子部品)
- 取引先の情報開示レベルのばらつき
(電気・電子機器)
- サプライチェーンが広範囲に及ぶため、下請け・孫請けまで含めた実態把握が困難
(繊維・衣服)

人権DDへの理解・浸透が困難

- 日本の常識と現地の常識が違うため、背景や目的の説明を丁寧に行う必要
(情報通信業)
- 当地での文化・慣習もあり取引先（地場経営）での理解を得るのが困難
(輸送機器)

大・中堅企業

現地法制度との不十分な擦り合わせ

- 日本と現地の法律に違いがあるが、日本の基準に合わせることを要求される
(小売業)
- 現地の法制度との乖離を強制的に日本型の手法を取ることが多い
(その他非製造業)

評価方法の確立

- 実態を正確に把握するための効果的な方法の確立
(商社・卸売業)
- 実態把握が困難、サプライヤーも含めたリスク評価や優先順位付けが課題
(精密・医療機器)

中小企業

社内の制度・体制が不十分

- 具体的な組織の生成、社内制度の形成に課題
(鉄・非鉄・金属)
- 本社主導で現地会社が積極的に実行に移せない
(化学・製薬)

クライアントとの関係性

- 仕入先の企業にどれだけ協力してもらえるか不透明
(飲食業)
- クライアントからの無理な要求に対する対応
(鉄・非鉄・金属)

(注1) 中国および香港・マカオは調査対象外。

(注2) 人権DDをすでに実施している、実施に向けて準備中、検討のために情報収集中の企業による回答。

(注3) 自由記述回答は回答意図を明確にするため、原文の趣旨を損なわない範囲で追加・編集などを加えている。

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課 中南米班

古木 勇生



03-3582-4690



Yuki_Furuki@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

特集

サプライチェーンと人権



https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。